

児童手当制度改正に伴う

「第3子加算」に係る年度末の手続きについて

「年度末に18歳の児童」は、3月末で年齢到達により支給対象外となりますが、所定の手続きにより、第3子加算のカウント対象となり、3番目以降のお子さんが月額3万円となります。

例 第1子…高校3年生
第2子…中学2年生
第3子…小学校4年生 の場合

3月まで

第1子 18歳：1万円
第2子 14歳：1万円
第3子 10歳：3万円
計：5万円

変更①

3月末

~~第1子 18歳：1万円~~
第1子 14歳：1万円
第2子 10歳：1万円
計：2万円

変更②

4月以降

第1子 19歳
第2子 15歳：1万円
第3子 11歳：3万円
計：4万円

提出書類 「監護相当・生活費負担についての確認書」
「額改定届（増額）」

【変更②】の手続きが必要となります。

※ 上記の例で、結果的に「5万円」→「4万円」となりますが、制度上、増額に係る手続きであり、「額改定届（増額）」の申請となります。ご理解いただくよう、お願いいたします。

制度改正時に、大学生相当の子について、「監護相当・生活費負担についての確認書」を提出済みの方も、再度提出いただく必要があります。（年度末で「卒業予定」の子）

参考：令和6年度制度改正（抜粋）

- ・支給対象年齢の拡大 中学3年生まで ⇒ 高校生相当（年度末18歳）まで
- ・手当月額の変更 第3子以降は、月額3万円
- ・第3子加算の数え方の変更

大学生相当（年度末19歳～22歳）の子を含め、上から数えて3人目以降の子に「第3子加算」が適用

※ 大学生相当の子は、児童手当受給者が当該子の生活費等を経済的に負担しており養育している場合にのみ人数に含みます。（自立して生活を営んでいる等の場合は対象外。）

※ 「監護相当・生活費負担についての確認書」の提出が必要です。

お問い合わせ

安曇野市 教育部 子ども家庭支援課 子育て給付係 TEL：0263-71-2255